## 催しなどで火気器具等を取扱う方へ

祭礼、縁日、花火大会、展示会などの多数の人が集まる催しで、火事が起きたときは、混雑もあり、被害 が大きくなるおそれがあります。

そのため、市では平成26年に大和市火災予防条例の一部を改正し、多数の人が集まる催しで、対象火気 器具等を使用する露店等がある場合に、消火器の準備と露店等の開設届出書の提出を義務付けました。 露店等の開設届出書は、最寄りの消防署(本署、北・南分署、西・柳橋出張所)に提出してください。 催しの主催者、出店者及び関係者の皆様は、下記のイラストを参考に、火災予防にご協力をお願いしま す。

## 多数の人が集まる催しとは?

多数の人が集まる祭礼、縁日、 花火大会、展示会等の催しで す。

集まる人の範囲が、近親者や 友人同士など、個人的つなが りに留まるものは対象外です。

## 対象火気器具等とは?

気体、液体、固体の燃料を使 う器具と、電気を熱源とする 器具です。

(例)ガスこんろ・カセットコンロ 発電機・ストーブ・ I H調理器 炭、練炭等の火鉢・七厘

## どんな消火器が必要?

火気器具の種類、燃料そのほ か周囲の状況に適応とされる もの(住宅用消火器を除く) が必要です。

腐食や破損等がある消火器は 使用しないでください。

- ・火気から離れ、避難の障害にならない場所で 使う。
- ・長時間、動かす場合は、適時にエンジンを停 め、過熱に注意する。
- 燃料補給は、必ずエンジンを停めてから、安 全な場所で行う。
- ガソリンは、専用の金属製容器で貯蔵し、 高温になるところや、直射日光をさけ、通気 性の良い場所に保管する。
- ・燃料を取り扱っている周辺で、火気や火花 を出す機械器具等を使わない。
- 容器の蓋を開ける前に、圧力調整ネジを緩 めて圧抜きをする。



- 使用する。
- 燃えやすい物を置か ない。
- ・使用中は、その場 を離れない。
- 直射日光や火気の近くを避け、風通 しの良い場所に置く。
- ホースはひび割れや劣化したものを 使わない。
- ホースバンドを取付、ホースが簡単 に外れないようにする。
- で、露店の柱等に固定しない。

【問い合わせ先】 大和市消防本部 予防課 電話 046(260)5778(直通) (土日祝日を除く8時30分~17時15分) (作成:H27.1.5)